

CD レンタルに関する資料

2007年5月10日

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
(CDV-JAPAN)

1.「貸与権」制定の経緯

◆【経緯】

□1980年(昭和55年)レンタルビジネススタート

□1981年から84年にかけてレコードの売上が1割程度減少するなど、貸レコードによる影響が取り沙汰され、訴訟や法規制問題へと発展。

□1983(昭和58年)9月9日 著作権審議会第1小委員会報告

－ 貸レコードに関する実演家、レコード製作者の権利の取扱い －

①「商業用レコードの公衆への貸与が実演、レコードの有力な利用態様となりつつあり、商業用レコードの複製によりもたらされる実演家、レコード製作者の経済的利益に影響を与えている一方、商業用レコードの貸与により得られる経済的利益に実演家、レコード製作者が関与できないことは社会的不公平感を生み出すもととなっている。このような状況に鑑み、著作物の複製物の公衆への貸与について著作者に権利を認めることと関連して、商業用レコードの公衆への貸与について実演家、レコード製作者に新たに権利を認める必要がある」

②「実演家、レコード製作者に認める権利の内容としては、著作物の伝達の媒体であり、準創作的要素が認められる実演、レコード等について著作権に準じた一定の保護を与えるという著作隣接権制度の趣旨、商業用レコードの二次使用等現行法の下における録音物等を用いてする実演、レコードの利用についての実演家、レコード製作者の権利の内容との均衡を考慮すれば、商業用レコードの公衆への業としての貸与(いかなる名義、方法によるかを問わず、実質的にこれと同様の効果を生じさせる行為を含む。)についての**報酬請求権とすることが適当である。**

この場合、発売直後における商業用レコードの公衆への貸与が商業用レコードの通常の流通に与える影響の大きさに鑑み、このような貸与については実演家、レコード製作者の意向にかからしめる余地を残す必要が認められ、また、実演家、レコード製作者の権利を実効あらしめるための措置が必要と考えられるところから、**商業用レコード発売後短期間に限り許諾権を認める等の特例措置**をあわせて講ずることが適当と考えられる。なお、その許諾権の行使に当たっては、著作者、実演家、レコード製作者の間の調整を図って円滑を期するとともに、権利行使が慎重かつ適正に行われるよう配慮すべきことが要請される」



以上から、権利の質としては報酬請求権が適当としつつ、販売市場への影響を考慮するという経済的整合性から、短期間の許諾権が付与されたと理解される。

【参考】

1984年(昭和59年)、「貸与権」創設時の文化庁次長であった加戸守行氏は、著作権法のバイブルとして知られる「著作権法逐条講義」の中で、貸与権創設の目的と運用について詳細に記している。

□「貸与権」創設の主旨

「商業用レコードの貸与がレコードの有力な利用形態となっており、商業用レコードの複製からもたらされるレコード製作者の経済的利益に影響を与えていることから、レコード製作者にその利益を適正に確保できるような権利を認めることとしたものであります。商業用レコード発売後短期間働く貸与権と、それ以降働く報酬請求権という組合せも実演家の場合と同じでありますので、その趣旨等につきましても、第95条の3をご参照いただきたいと思います。貸レコードが経済的利益に与える影響という点では、主としてその利益を商業用レコードの販売により得ているレコード製作者に与える影響が最も大きいともいえますが、著作隣接権制度の趣旨、権利行使のゆきすぎの防止等を考えますと、やはり実演家と同じ権利構成が妥当であると考えたものであります」(著作権法逐条講義 P.525)

「発売直後の商業用レコードの公衆への貸与は、商業用レコードの販売と著しく競合し、レコード製作者の利益に大きな影響を与えますので、レコード製作者のコントロールを認める必要があると考えられますし、また、単なる報酬請求権では、報酬の支払いを怠った場合に貸与の差止め等の強力な措置が採り得ないので、報酬支払が十分確保できないおそれがあります。これらの点を考えると、権利者の実効ある保護を図るためには、許諾権をレコード製作者にも認めることが望ましいと言えます。しかし、一方、レコード製作者等について関係者の利益を調整しつつ著作権に準じた保護を与えるという、著作隣接権制度の趣旨からみますと、著作者の権利との競合をなるべく避け、第95条の商業用レコードの二次使用に関する権利構成との間のバランスも考慮する必要があると考えられます。また、商業用レコードの発売一定期間を経過しますと、販売との競合関係が薄れ、むしろ、権利行使のゆきすぎの防止、貸レコード業者の利害との調整についての要請が強くなることとなります。これらの点を考慮しまして、商業用レコードの公衆への貸与が販売と著しく競合し、レコード製作者の経済的利益に大きな影響を与えることとなる期間は許諾権とし、その期間は1ヶ月以上12ヶ月を超えない範囲で政令で定めることとして、それ以降においては報酬請求権とすることとしたものであります」(著作権法逐条講義 P.505 ※便宜的に、実際の文中にある「実演家」を「レコード製作者」に置き換えた)

□貸与権が及ぶ期間について

「この政令で定める期間は、商業用レコードの販売・貸与の実態、その期間の長短が販売・貸与に与える影響、考えられる権利行使の在り方、権利者・利用者双方の意見等の要素を総合的に勘案して定めるべきものであります。貸レコード暫定措置法の権利は、発売後1年とされていましたが、この期間の経過後は報酬の支払も要せず、自由に貸与できるとされており、最小限必要な権利保護の期間としての性格を有していました。したがって、本条の場合は、期間の性格が違うということで、必ずしもこれと同一である必要はないところから、1ヶ月から12ヶ月の幅の中で適切な期間を決めることができるとされたわけです。先程述べた点を考慮し、権利者、貸レコード業者間の利用秩序形成のための話し合いの状況等を考え合わせまして、結果としては、著作権法施行令第57条の2により、期間の上限である12ヶ月と定められ、暫定措置法の場合と一致することとなりました。しかし、これは固定不変のものではなく、権利者側において、長期間にわたる貸出し禁止期間を設けるなどといった権利濫用的な行使が行われる事態が生ずる場合には短縮が考えられるということでもあります。そのような事態を防止するための抑止力的効果も期待しまして、政令期間は1ヶ月まで短縮できることとしているわけでもあります」(著作権法逐条講義 P.507)

2. 許諾条件の設定経緯

(1) 使用料はJASRACがプライスリーダー

□1984年(昭和59年)

- ・3月 通産大臣によって日本レコードレンタル商業組合が認可される
- ・4月 JASRACとレンタル商組とが貸与使用料に関して合意
- ・5月 著作権法改正が国会にて成立



・貸レコード業者の組織化を推進することによって利用秩序の確立(適正な対価の支払い)が求められた。

⇒行政のバックアップと貸レコード業者の危機感をバネに短期間で認可団体(商業組合)の設立にこぎ着けた。(現在の組織率は100%)

・著作権法改正(=貸与権新設)にあたって、著作者との合意形成が求められたことから、JASRACとの間で使用料に関する協議が急ピッチで進められた。
レンタル商組も、レコード会社が貸レコード廃絶を強く求めている折、JASRACと早期に合意形成したいとの方針で臨んだ。

・使用料の設定にあたっては終始JASRAC主導で進められ、貸与使用料を定めるにあたって先例となるものがなかったことから、当時の録音使用料を参考にしつつ、
LP1枚あたり12曲×録音使用料(5.80円/曲)≒70円 ⇒「えいやっ! で50円」(業界誌インタビュー)

⇒ アルバム1回の貸与につき50円



1年後(1985年)、契約を締結した日本レコード協会(レコード製作者)、日本芸能実演家団体協議会(実演家)との間においても、この金額が基礎となった。

しかし、両団体との協議においては、複製を前提とする話は一切なされなかったし、貸与許諾契約書にも明記されていない。

従って、JASRACを含む3団体との契約書には複製に係る記述は一切なく、貸与に係る使用料及び報酬の支払いに関する契約であることは事実である。

(2)レコード会社との間のレンタル禁止期間の設定

- ・ **基本的には許諾を前提とする(国会による附帯決議)**
- ・ **しかし、レンタルの出現によってレコードの売上が減少していることもあり、一定期間の禁止は避けられない。双方痛み分けということで、例えば、レコード売上が1割ダウンしているので、レンタル側も1割泣く必要がある。**



これを受けてレコード会社とレンタル商組による交渉のポイントは以下の点にあった。

- 当時、洋楽は保護の対象にはなっていなかったため、またレンタルの比率が邦洋比50%ずつであったため、当面「邦楽の2割削減」(つまり貸出回数の20%相当)を規制の対象とする。
- その中でもアルバムを対象とする。
- レンタル作品の90%が発売から1年以内であるため、「使用料」と「報酬」の区別は行なわない。



◆【邦楽禁止ルールを導入】

第1次合意

□新人及び寡作アーティストのアルバムは原則として翌々月末までレンタル禁止。但し、アルバム1枚あたり1000円の「特別許諾使用料」によって解禁。その他は、使用料で許諾。

第2次合意

□1991年 第1ステップ アルバム1週間レンタル禁止

□1992年 第2ステップ アルバム2週間レンタル禁止

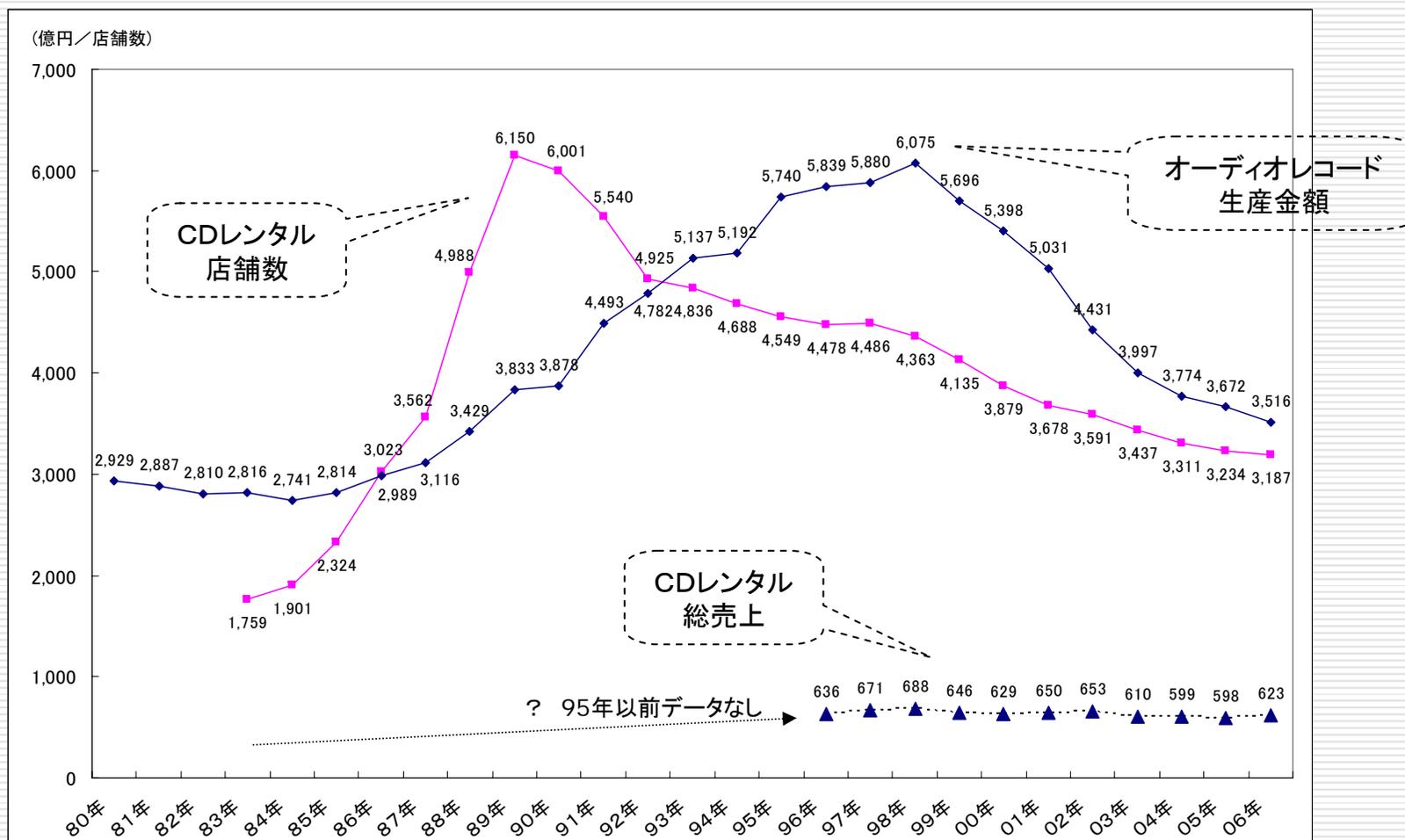
□1994年 第3ステップ アルバム3週間レンタル禁止 ⇒ 現在の許諾ルール

◆【洋楽禁止】

⇒1991年、著作権法の改正によって、レコード製作者の権利が洋楽にも及ぶこととなり、海外のレコード会社は1992年、レンタルの全面禁止に踏み切り、以降、洋楽は発売から1年間貸与を禁止されている。

3. CDレンタル店の現状とレコード産業の中での位置づけ

(1) CDレンタル店舗数／総売上とオーディオレコード生産金額

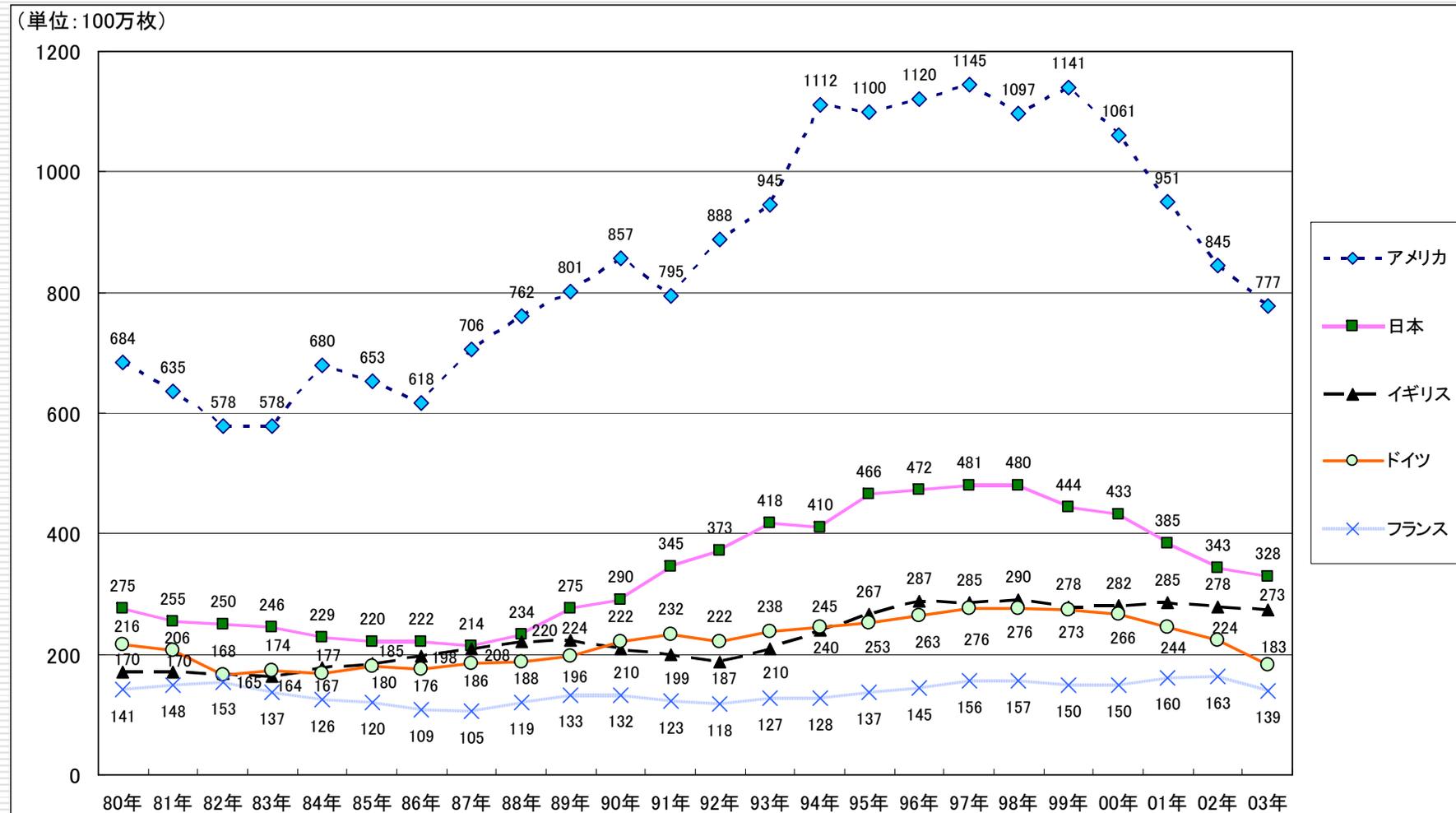


(出典: RIAJ/CDVJ)

国内のレコード生産金額は98年をピークに減少が続いている。一方、CDレンタル店舗数は89年にピークを迎えてその後減少が続き、CDレンタル総売上は98年をピークにここ数年は600億円前後で推移している。

(2) 主要国のオーディオレコード推移

(※統計方法の差により、日本のみ生産数、その他の国は出荷数／売上数)

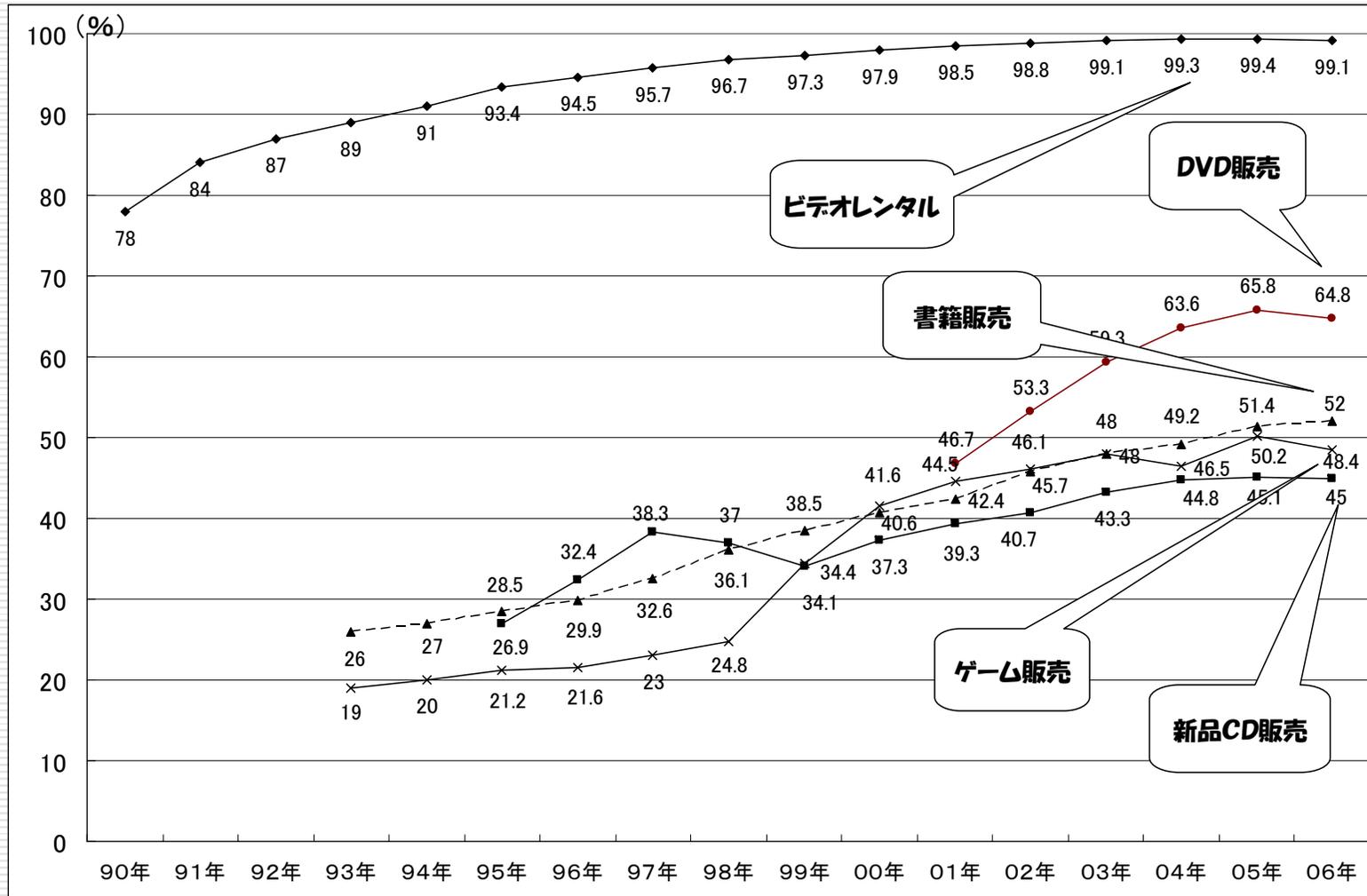


(出典:RIAJ)

オーディオレコード生産数等の推移は、アメリカと日本、ドイツにおいては90年代中盤～終盤をピークにその後減少が続くという同様の現象がみられ、それに比べ、イギリス、フランスは比較的堅調な推移となっている。

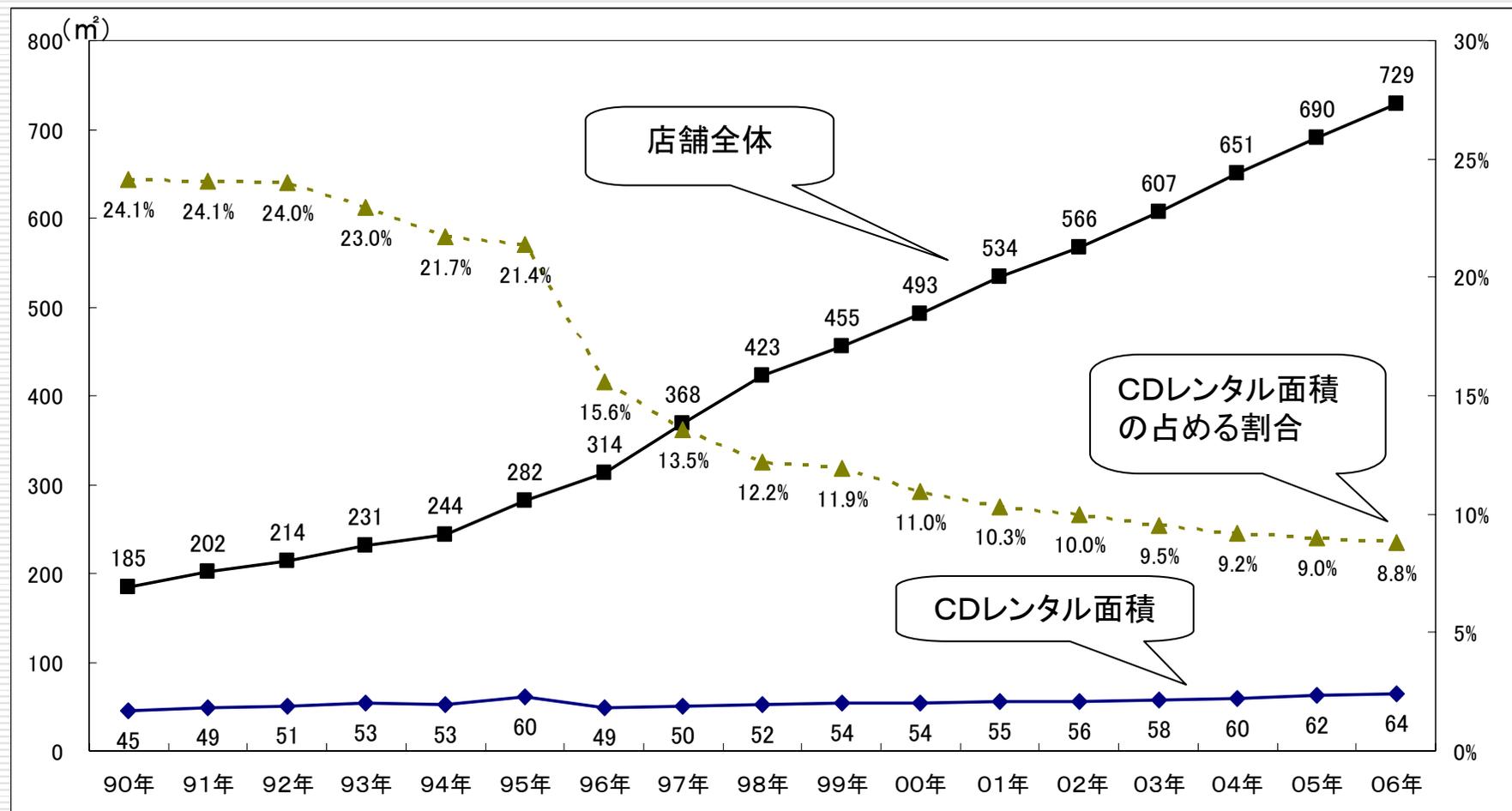
(3) CDレンタル店の現状

①複合化の進展



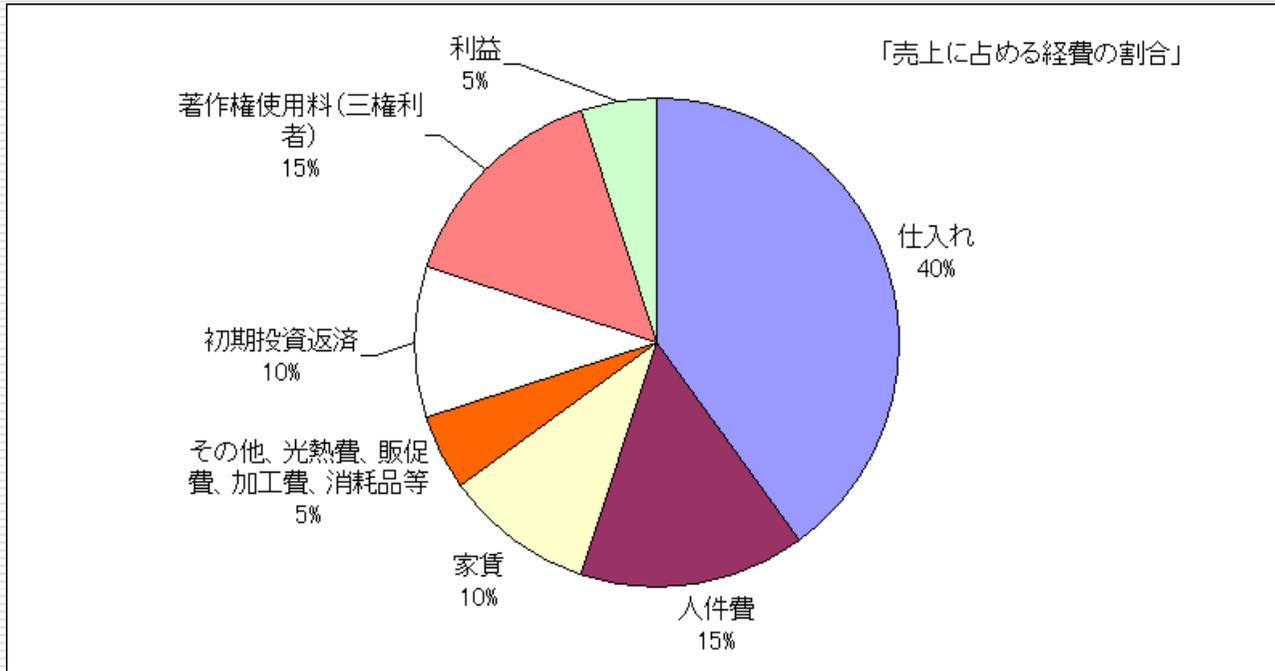
レンタル店は複合化が進み、もはや殆どの店がビデオレンタルを兼業し、DVD販売は65%の店が、書籍・ゲーム・新品CDにおいては約半数の店が兼業している。

②店舗面積の推移



複合化に伴いレンタル店は大型化し、店舗面積全体は増加傾向が続いている。その中でCDレンタル面積は60m²程度で横ばいとなっており、店舗全体に占める割合は減少している。

③CDレンタル店の利益構造



仕入れ	人件費	家賃	その他、光熱費、販促費、加工費、消耗品等	初期投資返済	著作権使用料(三権利者)	利益
40%	15%	10%	5%	10%	15%	5%

CDレンタル1店舗あたりの平均月商「150万円」に当てはめると...



仕入れ	人件費	家賃	その他、光熱費、販促費、加工費、消耗品等	初期投資返済	著作権使用料(三権利者)	利益
¥600,000	¥225,000	¥150,000	¥75,000	¥150,000	¥225,000	¥75,000

CDレンタル
 専業では成り
 立たない